

全ての園において、こども性暴力防止法の施行（令和8年12月25日）までに
必要な対応

犯罪事実確認・防止措置関係

- ☐ 対象業務従事者の範囲の検討・確定（[ガイドライン](#) p39～参照）
- ☐ 不適切な行為の範囲の検討・確定（[ガイドライン](#) p20～参照）
- ☐ 就業規則・採用募集要項等の見直し

[就業規則参考例](#)

[募集要項・求人票参考例](#)

[誓約書・内定通知書参考例](#)

安全確保措置

- ☐ 報告方法・報告先・報告内容などの「報告ルール」の策定・周知
[報告ルールひな型](#)（Word／74KB）
【事業者内周知用】[報告ルールひな型_報告先の連絡先一覧](#)（Word／43KB）
- ☐ 報告後の対応者・対応事項・対応手順などの「対応ルール」の策定・周知
[対応ルールひな型](#)（Word／297KB）
【別紙】[対応フローひな型](#)（PPT／52KB）
- ☐ 相談員の選任又は相談窓口の設置・周知（[ガイドライン](#) p136～参照）
- ☐ 児童性暴力等に係る外部の相談窓口の周知
※[ガイドライン](#) p137～の公的機関等が設置する主な相談窓口の周知等
- ☐ 対象業務従事者に対する研修の実施
※以下リンク先の動画の視聴等
[こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材 | こども家庭庁](#)

情報管理措置

- ☐ 管理責任者の設置
- ☐ 情報管理規定の策定
※以下3つのひな形のうち、該当するひな形を活用
責任者一人のみが専用システム上で犯罪事実確認書を確認する場合：[情報管理規程（ひな型①）](#)
責任者を含む複数名が専用システム上で犯罪事実確認書を確認する場合：[情報管理規定（ひな型②）](#)
責任者を含む複数名が確認、専用システム以外への記録・保存も行う場合：[情報管理規定（ひな型③）](#)

（参考）[こども性暴力防止法施行に向けた義務事業者用準備ガイド Ver. 1.1](#)